

法学研究科

I 2020年度大学評価委員会の評価結果への対応

【2020年度大学評価結果総評】(参考)

法学研究科の自己点検・評価は、適正に実施されていると評価できる。

法学研究科が目標としてかかげた留学生の志願者を増やすべく設計された入試制度改革は2019年度と2020年度の留学生を中心とした志願者の大幅な増加から判断して目標を十二分に達成していることは明らかであり、この点は高く評価される。留学生を念頭に置いたカリキュラム改革も適切なものと判断される。具体的には2020年度の志願者は67人であり、そのうち外国人入試の志願者が57人である。ただ、合格者入試5人のうち外国人は2人であり、志願者の学力レベルの問題もあると思われるが、志願者の増加が入学者の増加に繋がるような方策の検討が望まれる。

法学研究科の修士課程では、ガイドライン型のコース制を提示しており、学生の自主性を尊重しながら、将来のキャリア形成に資する科目履修等の指導が行われていることは評価される。

法学研究科では2018年度にFDカリキュラム委員会を設置しており、2019年度には6回開催されて法学研究科の目標設定等について多角的に検証してきたことは評価される。

一方で、中期目標・年度目標達成状況報告書について、年度末報告では、教授会と質保証委員会のいずれも、より具体的な検討・改善結果の報告を期待したい。

【2020年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】

法学研究科においては、2017年に導入されたコースワーク・リサーチワーク制の下で、教育的効果が徐々に現れつつある。2020年度においては、FD活動をカリキュラムと連動させたFDカリキュラム委員会を計6回開催し、教育課程・教育内容や入試の方法について議論を重ねてきた。その中では、2019年度質保証委員会からの、高度職業人養成コースにおける「リサーチ・ペーパー」の学位認定基準につき修士論文の認定基準との区別が曖昧であるとの指摘を受け、FDカリキュラム委員会および法学研究科教授会にて議論を重ねた。その結果、修士論文とリサーチ・ペーパーの基準をより明確化するために、リサーチ・ペーパーは2万字程度、修士論文は2万5千字程度を目安とするとの修正がなされた。また、外国人留学生および社会人大学院生向けのカリキュラムのあり方や修士論文やリサーチ・ペーパーの指導のあり方についても活発な議論がなされ、今後も引き続き検討する。

修士課程(外国人)の入試については、2018年度の新入試制度導入による修士課程(一般)の入試科目を専門科目2科目から1科目への変更、修士課程の修士単願の入試科目を専門科目1科目に変更かつ日本語試験の廃止(日本語の能力については専門科目の試験内容に基づいて審査する)、修士課程(外国人)の研修生との併願を秋入試にも拡大といった方策がとられた。その結果、修士課程の志願者数が、2020年度の67名(その内外国人は57名)に続いて2021年度は57名(そのうち外国人は44名)と引き続き増加の傾向が見られる(2019年度は48名、そのうち外国人は37名)(2021年度の57名は前年比では減少であるものの、2019年度の48名との比較では、依然増加傾向を保っているといえる)。また、修士課程入学者は、2020年度が5名だったのに対して2021年度は6名であった。その内、2021年度修士課程(外国人)入試による入学者数は4名であった(2020年度は2名)。

博士課程入試については、2020年度より、博士後期課程入学試験科目(外国語2科目)につき、日本国内の修士課程で「日本語で修士論文を執筆し、修士号を取得した」外国人受験者については、「日本語で執筆された修士論文の提出」によって「日本語」試験受験に代えることができるといった変更が加えられた。2021年度博士後期課程の志願者数は7名(内外国人は1名だったがその志願者がこの新しい試験制度を利用した)であった。おそらくコロナ禍の影響もあり、上記の制度変更による成果がすぐには大きく現れなかったものの、今後、志願者数の増加、定員充足率の向上も期待できる。なお、2021年度博士課程の入学者は5名であり、定員を100%充足した。5名はいずれも本研究科修士課程の修了者であり、この結果は、2017年に導入されたコースワーク・リサーチワーク制の教育成果といえよう。また5名の入学者の内、社会人大学院生が3名であり、社会人大学院生のための教育のあり方につき、議論・検討を重ねてきた成果といえよう。今後も、外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革を検討する。また、修士課程および博士後期課程への外国人志願者数と入学者数にも注視し、改善策を探る。

【2020年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

法学研究科について、修士論文とリサーチ・ペーパーの基準の明確化がなされたことは、コースワーク・リサーチワーク制に基づく教育体制の進展に向けた成果と評価できる。それを受けて、修士論文、リサーチ・ペーパーのそれぞれの指導のあり方(副指導教員による指導、研究進捗状況の報告会等)についても検討がなされており、指導体制の充実が今後も期待される。また、修士課程入試について、2018年度の制度変更の後、2020年度・2021年度とも(2019年度と比べて)志願者の増加がみられており、博士後期課程入試においても2020年度に試験科目を変更し、2021年度の入学者が定員充足に達するなど、相応の効果がみられる。「2020年度大学評価結果総評」では外国人入試の(志願者増に比して)入学者数が課題として指摘されていたが、2021年度は修士課程入学者6名、うち外国人4名と、前年度(入学者5名、うち外国人2名)からいずれも増加が見られたことも好材料で、引き続き推移を見守りたい。外国人留学生入試とあわせて、「2019年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価」にて言及されていた)社会人大学院向け入試改革についても今後の議論の進展が期待される。

II 自己点検・評価

1 教育課程・教育内容

【2021年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	
①修士課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っているか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>※コースワーク、リサーチワークを組み合わせさせた教育課程の概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コースワーク科目として、「リーガル・リサーチ」のほか、「法律学原典研究」および「特殊講義」の科目群を設け、外国法研究能力の向上や各専門分野における専門知識の獲得等を図っている。 ・リサーチワーク科目として、「演習」および「論文指導」を開講し、演習では、学生の専門分野と研究内容に沿ったテーマを設定し、学生の調査研究について、報告・質疑応答・討論をすることにより、研究の深化を図る一方、論文指導科目では、法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし、指導教員が論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。 ・各科目の履修に関しては、指導教員が個別に指導を行うほか、ガイドライン型のコース制を提示することにより、学生の参考となる履修モデルを示している。 <p>■コース制</p> <p>ガイドラインとしてのコース制を設け、3つのコースを提示している。</p> <p>①研究者養成コース：履修を推奨する科目を指定せず、学生の研究テーマや目指す研究者像に沿って自主的な科目の選択を促す。</p> <p>②高度職業人養成コース：業種ごとに履修モデルを示す。</p> <p>③特定課題研究コース：①研究者養成コース、②高度職業人養成コース以外で、特定の課題についての研究を目指す学生を対象に、履修を推奨する科目を指定せず、指導教員の指導に基づく履修科目の選択を促す。</p>	
<p>【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
②博士後期課程において授業科目を単位化し、修了要件としていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ
<p>【根拠資料】 ※「はい」を選択した場合に単位化及び修了要件として設定されていることが確認できる資料を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要項 ・大学院講義概要(シラバス) 	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

<p>③博士後期課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。</p>	<p>S <input checked="" type="checkbox"/> A B</p>
<p>※コースワーク、リサーチワークを組み合わせさせた教育課程の概要を記入。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・コースワーク科目として「特殊研究」を開講し、学生が各自の研究に必要な各分野の専門知識を体系的に獲得するための教育を行っている。 ・リサーチワーク科目として「特研演習」を開講し、指導教授が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。 	
<p>【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p>	
<p>特になし</p>	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
<p>④専門分野の高度化に対応した教育内容を提供していますか。</p>	<p>S <input checked="" type="checkbox"/> A B</p>
<p>※学生に提供されている専門分野の高度化に対応した教育に関し、どのような教育内容が提供されているか概要を記入。</p>	
<p>【修士】</p>	
<p>現在、法学研究科に所属している教員はそれぞれの専門領域において高い研究実績を有しており、学会や研究会活動への参加、国内研修や在外研究などを通じて、さらに研究内容を進化させ、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。そのうち、特に各種の研究会における判例研究等を通じて、それぞれの専門分野における最新の判例や学説等の動向を把握し、これらを修士課程の授業に反映させることによって、教育の質の向上を図っている。</p>	
<p>【博士】</p>	
<p>博士課程の教育に関しては、特に国内研修や在外研究などを通じて、諸外国の最新の立法や判例等に関する研究内容を深化させ、これらを博士課程の院生に対する研究指導の中で反映させ、幅広い比較法研究の素養と視野を提供している。</p>	
<p>【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
<p>⑤大学院教育のグローバル化推進のための取り組みをしていますか。</p>	<p>S <input checked="" type="checkbox"/> A B</p>
<p>※大学院教育のグローバル化推進のために行っている取り組みの概要を記入。</p>	
<p>【修士】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国から研修生および修士課程の留学生を積極的に受け入れるべく、2018年度に実施した入試の科目数の削減などにより入試負担の軽減を図るとともに、在校生には研究の視野を広げるために海外留学を推奨している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムにおいては、外国書講読を開講しているほか、各専門科目で適宜、諸外国の法制度等に関する内容をとり上げ、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生向けの科目として2018年度からリーガル・リサーチを開講しており、日本の判例・法学文献等の検索や日本語論文の執筆の方法等の基礎的な学修機会を設けている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生のためのチューター制度を活用し、留学生の日本語での論文執筆や研究の支援を行っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・研究上必要なツールとして、外国法検索データベースの LexisNexis や Westlaw や Juris などを導入しており、適宜、図書館と連携してそれらのガイダンスを実施するなどして、技術習得の支援も行っている。 	
<p>【博士】</p>	
<p>博士課程においても、積極的に外国人留学生を受け入れるべく入試の充実化を図るとともに、博士課程の院生に対しても、研究の視野を広げるために海外留学を推奨している。</p>	
<p>また、カリキュラムにおいては、論文指導科目において外国法の原典講読を開講し、諸外国の立法や判例等に関する内容をとり上げ、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。</p>	
<p>【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。	
・特になし	
1.2 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	
①学生の履修指導を適切に行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
※履修指導の体制及び方法を記入。	
【修士】	
<ul style="list-style-type: none"> ・法学研究科法律学専攻においては、院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が大学院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導している。 ・ガイドライン型のコース制のひとつである「高度職業人養成コース」においては、業種ごとに履修モデルを示している。 	
【博士】	
博士課程においても院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が大学院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導している。	
【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。	
・特になし	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。	
<ul style="list-style-type: none"> ・大学院要項 ・Web シラバス 	
②研究科（専攻）として研究指導計画を書面で作成し、あらかじめ学生が知ることできる状態にしていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ
※ここでいう「研究指導計画」とは、事務手続きのスケジュールやシラバス等の個別教員の指導計画を指すのではなく、研究科としての研究指導体制及び研究指導スケジュールをまとめたものを指します（学位取得までのロードマップの明示等）。また、「あらかじめ学生が知ることできる状態」とは、HP や要項への掲載、ガイダンスでの配布等が考えられます。	
【修士】	
修士課程の大学院生が学位取得までの流れ等を把握するために、法学研究科の研究指導計画である「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」を作成し、新入生ガイダンス時に説明を行うほか、大学院要項にも掲載している。さらに、大学院HPにも掲載して、広く一般に周知している。	
【博士】	
同様に、「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン（課程内）」を作成し、大学院要項に掲載したほか、2019年度新入生ガイダンス時にも説明を行い、さらに大学院HPに掲載することにより、周知徹底を図っている。	
【根拠資料】 ※研究指導計画が掲載された文書・冊子等の名称を記入。	
<ul style="list-style-type: none"> ・大学院要項 ・大学院HP 	
③研究指導計画に基づく研究指導、学位論文指導を行っていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ
※組織的な研究指導、学位論文指導の概要を記入。	
【修士】	
修士課程の大学院生に対する学位論文指導については、研究指導計画に基づいて、指導教員によるリサーチワーク科目の実施を中心に行っているほか、大学院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取組みも行っている。	
【博士】	
博士課程の大学院生に対する学位論文指導については、研究指導計画に基づいて、指導教員による論文指導科目の実施を中心に行っているほか、大学院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取組みも行っている。	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。	
・特になし	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

④通常の教育課程や教育方法に加え、COVID-19 への対応・対策として、教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動において工夫を講じていますか。行っている場合はその内容と教育活動の効果について教えてください。

※取り組みの概要を記入。

オンライン授業のあり方について、FD カリキュラム委員会および法学研究科教授会にて議論したほか、法学研究科の教員がアクセスできるオンライン掲示版を立ち上げ、情報や意見の交換を行った。コロナ禍であったが、志願者数、入学者数および修士論文と博士論文の提出数について前年度と比較すると、前年度より増加したものが多く、また減少したのも大幅な減少ではなかった。具体的には、2021 年度の修士課程志願者は 57 名（2020 年度は 67 名）、博士後期課程の志願者は 7 名（2020 年度は 3 名）、修士課程への入学者は 6 名（2020 年度は 5 名）、博士後期課程への入学者数は 5 名（2020 年度は 1 名）、2020 年度の修士論文提出は 10 件（2019 年度は 4 件）、博士論文提出数は 1 件（2019 年度は 1 件）であった。とりわけ、博士後期課程には 5 名が入学したが、いずれも本研究科修士課程の修了者であり、オンラインで充実した教育がなされた成果といえよう。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

1.3 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。

S A B

※成績評価と単位認定の確認体制及び方法を記入。

【修士】

・修士課程の各科目の成績評価方法については、シラバスにおいて明示し、教員相互及び大学院生が適切性を判断できるようにしている。
 ・各科目の評価自体は各教員に任されているものの、特に受講者の到達度が高い院生には A+ 評価をする一方、到達度の低い院生には B 以下という厳しい評価をする場合もあり、成績評価および単位認定は適切に行われている。

【博士】

・博士課程の各科目の成績評価方法については、シラバスにおいて明示し、教員相互及び大学院生が適切性を判断できるようにしている。
 ・各科目の評価自体は各教員に任されているものの、特に受講者の到達度が高い院生には A+ 評価をする一方、到達度の低い院生には B 以下という厳しい評価をする場合もあり、成績評価および単位認定は適切に行われている。

【2020 年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価で S を選択した場合に具体的な内容を記入。

・特になし

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

②学位論文審査基準を明らかにし、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。

はい いいえ

※学位論文審査基準の名称及び明示方法を記入。

【修士】

・既に 2017 年度に「リサーチ・ペーパー」を含めた修士学位の審査基準が策定され、これを大学院棟の大学院生向け掲示板に掲示して公開してきたが、法学研究科の研究指導計画である「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」を作成する際に、修士学位審査基準も取り入れ、現在、大学院要項に掲載している。また、大学院 HP にも「法学研究科法律学専攻学位審査基準」を掲載しており、広く学生に周知している。
 ・2019 年度質保証委員会からの、高度職業人養成コースにおける「リサーチ・ペーパー」の学位認定基準につき修士論文の認定基準との区別が曖昧であるとの指摘を受け、2020 年度は FD カリキュラム委員会および法学研究科教授会にて議論を重ねた。その結果、修士論文と リサーチ・ペーパーの 基準をより明確化するために、リサーチ・ペーパーは 2 万字程度、修士論文は 2 万 5 千字程度を目安とするとの修正がなされた。また、外国人留学生および社会人大学院生向けのカリキュラムのあり方や修士論文やリサーチ・ペーパーの指導のあり方についても活発な議論がなされた。

【博士】

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

・既に 2017 年度に博士学位の審査基準が策定され、これを大学院棟の大学院生向け掲示板に掲示して公開してきたが、法学研究科の研究指導計画である「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン」を作成する際に、博士学位審査基準も取り入れ、現在、大学院要項に掲載している。また、大学院HPにも「法学研究科法律学専攻学位審査基準」を掲載しており、広く学生に周知している。

【根拠資料】 ※学位論文審査基準にあたる文書の名称を記入。また、冊子等に掲載し公表している場合にはその名称を記入。

- ・「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」
- ・「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン（課程内）」
- ・「法学研究科法律学専攻学位審査基準」

③学位授与状況（学位授与者数・学位授与率・学位取得までの年限等）を把握していますか。 はい いいえ

※データの把握主体・把握方法、データの種類等を記入。

- ・法学研究科教授会において、指導教員や学位論文審査委員からの情報提供のほか、大学院事務課とも連携して、学位授与状況のデータを取得し、学位授与者数や学位取得年限等を把握している。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

④学位の水準を保つための取り組みを行っていますか。 S A B

※取り組みの概要を記入。

【修士】
 修士学位論文の審査については、論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による審査を通じて、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、修士学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、修士学位授与の可否が判定されている。

【博士】
 博士学位論文の審査についても、論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による審査を通じて、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、博士学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、博士学位授与の可否が判定されている。

【2020 年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。
 特になし

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

⑤学位授与に係る責任体制及び手続を明らかにし、適切な学位の授与が行われていますか。 S A B

※責任体制及び手続等の概要を記入。ただし、博士については、学位規則のとおりに行われている場合には概要の記入は不要とし、「学位規則のとおり」と記入。

【修士】
 修士の学位授与に関しては、法政大学学位規則（規定第 105 号）11 条 1 項が、「修士論文の審査及び最終試験は、それぞれの研究科教授会（又は、専攻会議）が行い、課程修了者の可否は、研究科長会議の議を経て総長が決定する。」と規定しており、法学研究科もこれを前提に審査等を行っている。

具体的には、法学研究科教授会において審査を担当する主査 1 名及び副査 2 名を選出し（うち 1 名に必ず研究科長（専攻主任）又は専攻副主任が入ることにより、全体としての審査の整合性・公正性を担保している）、この 3 名の審査委員により論文審査、口述審査及び可否判定が行われる。判定結果については主査が後に研究科教授会に報告し、研究科教授会として最終的にこれを審議・承認するという体制をとっている。

【博士】
 学位規則のとおり。

【2020 年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。
 ・特になし

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

・法政大学学位規則（規定第 105 号）	
⑥学生の就職・進学状況を研究科（専攻）単位で把握していますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
※データの把握主体・把握方法、データの種類等を記入。	
<ul style="list-style-type: none"> ・大学院修了者の進路状況については、修了時の調査や各指導教員からの情報提供により把握している。 ・修了生は、各自の状況をキャリアセンターに報告することとされている。 	
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。	
・特になし	
1.4 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	
①分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
※取り組みの概要を記入。	
【修士】	
<p>法学研究科では、学習成果を測定するための重要な指標として、修士学位論文審査基準において示されている修士学位授与基準を満たすのに必要な専門知識の習得を適切に設定している。また、各分野の特性に応じた学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。科目ごとの成績評価においては、シラバスで科目ごとに専門性に配慮した適切な到達目標が設定され、それに基づき厳正に評価がなされている。また、修士学位論文審査においては、研究科教授会において審査を担当する主査 1 名及び副査 2 名のうち、少なくとも 1 名は、審査対象論文のテーマの審査に相応しい者が選出されている。</p>	
【博士】	
<p>法学研究科では、学習成果を測定するための重要な指標として、博士学位論文審査基準において示されている修士学位授与基準を満たすのに必要な専門知識の習得を適切に設定している。また、各分野の特性に応じた学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。科目ごとの成績評価においては、シラバスで科目ごとに専門性に配慮した適切な到達目標が設定され、それに基づき厳正に評価がなされている。また、博士学位論文審査においては、研究科教授会において審査を担当する主査 1 名及び副査 2 名のうち、少なくとも 1 名は、審査対象論文のテーマの審査に相応しい者が選出されている。</p>	
【2020 年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】※自己評価で S を選択した場合に具体的な内容を記入。	
・特になし	
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。	
・特になし	
②具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
※取り組みの概要を記入。取り組み例：アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学習成果の測定を目的とした学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、習熟度達成テストや大学評価室卒業生アンケートの活用状況等。	
【修士】	
<p>法学研究科では、修士課程の院生に対する学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。また、修士学位論文審査は、複数の審査委員による論文審査及び口述審査により実施され、修士学位に相当するか否かが判断・判定される。その結果は、研究科教授会に報告され、修士学位授与について審議がなされる。</p>	
【博士】	
<p>法学研究科では、博士課程の院生に対する学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と博士学位論文審査の際に行っている。また、博士学位論文審査は、複数の審査委員による論文審査及び口述審査により実施され、博士学位に相当するか否かが判断・判定される。その結果は、研究科教授会に報告され、博士学位授与について審議がなされる。</p>	
【2020 年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】※自己評価で S を選択した場合に具体的な内容を記入。	
・特になし	
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。	
・特になし	

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

1.5 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	
①学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。	S A B
※検証体制及び方法、改善・向上に向けた取り組みの概要を記入。	
【修士】 法学研究科では、通常月2回程度、研究科教授会を開催し、修士の教育課程とその内容・方法の適切性について点検・評価を行っている。その結果を踏まえて、次年度の修士課程の「開設科目や教育内容・方法等について検討を行っている。また、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証も行っている。	
【博士】 法学研究科では、通常月2回程度、研究科教授会を開催し、博士の教育課程とその内容・方法の適切性について点検・評価を行っている。その結果を踏まえて、次年度の博士課程の開設科目や教育内容・方法等について検討を行っている。また、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証も行っている。	
【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 ・特になし	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	
②学生による授業改善アンケート結果を組織的に利用していますか。	S A B
※取り組みの概要を記入。	
・法学研究科教授会において、「学生による授業改善アンケート」を回覧し、その結果を共有している。アンケートの結果をふまえ、授業における院生の取組や習熟度、学位論文執筆状況などの情報も共有しながら、FDカリキュラム委員会と連携しつつ、改善の必要性の有無及び具体的な方策などについて検討している。	
【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 特になし	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点・課題

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学研究科では、修士課程・博士後期課程とも、コースワーク科目、リサーチワーク科目のそれぞれにおいて、工夫した科目設定と学生指導がなされており、修士課程では3つのガイドライン型コースが設けられていることも、学生の将来

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

を踏まえた教育指導体制として評価できる。また、2018年度から修士課程の外国人入試に新制度が導入された中で、外国人留学生向けの科目として「リーガル・リサーチ」が開講されたり、チューター制度が活用されたりしている点も適切な取り組みであり、引き続き入学した外国人留学生に対する効果的な指導の工夫が期待される。あわせて、修士・博士後期それぞれの課程で、学位審査基準を取り入れた「学位取得のためのガイドライン」が作成・公開されていることも、研究指導の適正化、学位論文審査基準の明確化に向けた有効な措置である。なお、2020年度の本項目の評価において、「学習成果の測定」に関する項目の記載が修士・博士課程でほぼ同じであるとの指摘がされているが、今年度の当該項目の記載でも共通部分が目立つ。両課程での取り組みに共通要素が多いことは事実であり、必ずしもそれが不適切であるわけではないが、例えば、前記の修士課程における3つのガイドライン型コースにおいて、コースごとに特徴的な学習成果の把握・評価の工夫などがあればそれが示されると望ましい。

2 教員・教員組織

【2021年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

2.1 教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげているか。

①研究科（専攻）独自のFD活動は適切に行われていますか。

S A B

【FD活動を行うための体制】※簡条書きで記入。

- ・2020年度までは、下記のようにFD活動を展開した。
 - ・「学生による授業改善アンケート」を実施し、高い授業評価を維持するよう研究科教授会で結果を共有しつつ議論している。
 - ・FDおよびカリキュラムを一体として検証ができる仕組みとして、FDカリキュラム委員会を設置し、法学研究科の目標設定等について多角的に検証する仕組みのほか、FD活動を展開する制度的枠組みを構築した。
 - ・FDカリキュラム委員会を計6回開催し、留学生を中心とする本学研修生の本学修士課程への進学促進の方法や、社会人・外国人の博士後期課程進学促進の方法、さらに、「リサーチ・ペーパー」の一層の学位認定基準の明確化などについて議論を重ね、「リサーチ・ペーパー」の学位認定基準の明確化のための変更がなされた。

【2020年度のFD活動の実績（開催日、場所、テーマ、内容（概要）、参加人数等）】※簡条書きで記入。

- ・第1回FDカリキュラム委員会：2020年6月22日（月）12:30～13:25
 場所：Microsoft Teams とメール審議の併用
 テーマ：・オンライン授業について意見交換
 ・学習支援システム上でリアルタイムオンライン試験を行う際の懸念点について
 参加人数：約7人
- ・第2回FDカリキュラム委員会：7月27日（月）12:30～13:30
 場所：Microsoft Teams とメール審議の併用
 テーマ：・オンライン授業の改善と学生からの質問の受け方について
 参加人数：約7人
- ・第3回FDカリキュラム委員会：9月28日（月）13:00～13:30
 場所：Microsoft Teams とメール審議の併用
 テーマ：・オンライン授業の改善について
 参加人数：約7人
- ・第4回FDカリキュラム委員会：12月14日（月）12:50～13:30
 場所：Microsoft Teams とメール審議の併用
 テーマ：社会人学生入試（博士後期課程）について
 参加人数：約7人
- ・第5回FDカリキュラム委員会：2020年1月18日（月）13:00～13:30

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

場所：Microsoft Teams とメール審議の併用 テーマ：修士論文とリサーチ・ペーパーの基準の明確化について 参加人数：約7人 ・第6回FDカリキュラム委員会：2月1日（月）13：15～13：45 場所：Microsoft Teams とメール審議の併用 テーマ：修士論文とリサーチ・ペーパーの基準の明確化について 参加人数：約7人	
【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 2019年度質保証委員会からの、高度職業人養成コースにおける「リサーチ・ペーパー」の学位認定基準につき修士論文の認定基準との区別が曖昧であるとの指摘を受け、FDカリキュラム委員会および法学研究科教授会にて議論を重ねた。その結果、修士論文とリサーチ・ペーパーの基準をより明確化するために、リサーチ・ペーパーは2万字程度、修士論文は2万5千字程度を目安とするとの修正がなされた。	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	
②研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための方策を講じていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
※取り組みの概要を記入。 ・昨年度と同様、引き続き学部教授会において決定した方策（法学志林掲載や学術研究データベースの毎年の更新）に則って、研究成果の公表や業績に関する情報公開を促している。 ・法学部のルールに基づき、国内外における研究・研修の機会が確保されている。	
【2020年度に改善された事項及び新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。 特になし	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・ https://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/201306271550.html （法学志林） ・ http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm （学術研究データベース）	
③組織編制やFD等に関して、COVID-19への対応・対策を行っていますか。行っている場合は、その内容を教えてください。	
※取り組みの概要を記入 オンライン授業のあり方等について、FDカリキュラム委員会および法学研究科教授会にて議論したほか、法学研究科の教員がアクセスできるオンライン掲示板を立ち上げ、情報や意見の交換を行った。 また、2020年度より現在のところ、FDカリキュラム委員会および法学研究科教授会はメール審議とリアルタイムオンライン会議の併用で実施されている。審議を円滑にするために、事前に審議事項等につき詳細に記載した「議事メモ」を研究科長が作成し、当日の配付資料とともにメールにて配信した。この方法により、会議当日の審議が円滑に進み、また、会議に出席できない教員もメール等で議論に参加することができた。	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入 ・特になし	

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容	点検・評価項目
・FDカリキュラム委員会を開催し、多角的な視点から法学研究科の課題を検証する態勢が整った	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

ている。	
------	--

(3) 問題点・課題

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学研究科では、FD活動とカリキュラムを一体として検証できる仕組みとしてFDカリキュラム委員会が設置され、2019年度に引き続き2020年度も計6回が開催されて、研究科の課題が継続的に検証されている。特に2020年度は、リサーチ・ペーパーの学位認定基準の明確化の議論がなされ、修士論文と区別した基準の提示がなされたこと、オンライン授業における質問の受け方や試験のやり方など具体的な課題が検討されたことは重要な成果と評価できる。そのほか、オンライン掲示板を立ち上げて教員同士の情報・意見交換を行ったこと、FDカリキュラム委員会や研究科教授会でのオンライン審議の効率化のために「議事メモ」の配信などの工夫がされたことなど、コロナ禍を含め、状況に応じた具体的な対応の工夫がなされている。

3 その他の基準のCOVID-19への対応**【2021年5月時点の点検・評価】****(1) 点検・評価項目における現状**

3.1 その他、学生支援や学生の学習環境や教員の教育環境整備、社会貢献におけるCOVID-19対応・対策を行っているか。

①その他、研究科として学生支援や学生の学習環境や教員の教育研究の環境整備、社会貢献等におけるCOVID-19への対応・対策を行っていますか。行っている場合は、その内容を教えてください。

※取り組みの概要を記入

大学院生の意見をふまえ、法学研究科教授会において、大学院生の生活支援や、オンラインデータベース等の学習環境支援へのニーズとそれに応えるための具体的な方策について議論がなされた。たとえば、法学部資料室の利用方法やオンラインデータベースの使用法についての新入生向けガイダンスが例年、春学期始めに行われているが、2020年度は対面での開催ができなかったため、ガイダンス資料とデータベース利用に必要なID・パスワードを各自に郵送した。2021年4月には、資料室職員およびデータベース業者と連携して、上記ガイダンスをZOOMで行い、その際には、新2年生も対象とした。

【根拠資料】

・特になし

【この基準の大学評価】

法学研究科では、研究科教授会にて大学院生の生活支援や学習環境支援に関する議論がなされたほか、資料室やデータベースの使用法に関する新入生ガイダンスが対面開催できなかったことを受け、改めて2021年4月に新入生・新2年生対象のZoomガイダンスを行ったことは適切な措置であった。教員がアクセスできるオンライン掲示板の立ち上げやそれによる情報・意見交換がなされたことも有効であるし、コロナ禍状況下で、修士課程の入学者（2020年度：5名→2021年度：6名）、博士後期課程の志願者（2020年度：3名→2021年度：7名）、博士後期課程の入学者（2020年度：1名→2021年度：5名）、修士論文の提出件数（2019年度4件→2020年度：10件）などがいずれも増加していることは目に見える成果と言え、引き続き学生支援・指導の面で継続した取り組みが期待される。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

III 2020 年度中期目標・年度目標達成状況報告書

No	評価基準	理念・目的	
1	中期目標	現在設定されている理念・目的に問題はないと考えるが、引き続きその妥当性等を検討する。	
	年度目標	外国人留学生と学び直しを目的とした社会人大学院に対応したカリキュラム構築および入試制度改革に関する議論を進める中で、理念・目的の妥当性の検討を行う。	
	達成指標	FDカリキュラム委員会において外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革に関する議論の中で、少なくとも1回以上理念・目的との整合性について検討する。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
		理由	FDカリキュラム委員会において、社会人大学院生に対応した現行入試制度の見なおし、および、リカレント教育としての社会人大学院生向けの博士後期課程の意義に関して議論が行われ、その理念・目的との整合性についても検討が行われた。
		改善策	FDカリキュラム委員会において、外国人留学生や社会人大学院生のリカレント教育に対応したカリキュラム構築に関する議論を進める中で、今後も理念・目的の妥当性について引き続き検討する。
		質保証委員会による点検・評価	
所見		社会人大学院生のあるべき入試制度やカリキュラムについて、いわゆる3つのポリシーとの関係を意識しながら具体的な問題点が検討された点は評価できる。	
改善のための提言	2021年度は中期目標の完成年度にあたるので、一定の方向性が打ち出されることが望まれる。		
No	評価基準	内部質保証	
2	中期目標	質保証委員会(2017年度より研究科教授会から独立)を、より実効的に機能させるために必要な課題を検討する。	
	年度目標	質保証委員会の機能をより実効的に発揮させるための具体的な課題を設定し、解決策を探る。	
	達成指標	法学研究科長が質保証委員会から課題に具体的にどのように取り組んでいるかについてヒアリングを実施し、法学研究科教授会で共有する。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	S
		理由	質保証委員会から指摘されたりサーチ・ペーパーと修士論文の基準の明確化について、法学研究科のFDカリキュラム委員会において具体的な検討を行い、両者を区別するための基準の修正が行われた。
		改善策	—
		質保証委員会による点検・評価	
所見		FDカリキュラム委員会が、質保証委員会の提言に対応して真摯に議論を重ね、具体的な成果を生み出したことは大いに評価できる。	
改善のための提言	質保証委員会からの課題提起と、法学研究科教授会・FDカリキュラム委員会による具体的対応というサイクルが確立してきている。このサイクルは、維持・定着が図られるべきである。		

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】	
3	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を目指す。	
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生のニーズに対応したカリキュラムを構築するうえでの具体的な課題を設定し、FDカリキュラム委員会で具体的な解決策を提示し、法学研究科教授会で議論を重ねる。	
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して一定の解決策を提示し、それをもとに法学研究科教授会で審議する。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
		理由	FDカリキュラム委員会を年に6回開催し、社会人大学院生のニーズに対応したカリキュラムの構築や、比較法研究に限られない学位論文執筆のあり方について検討した。
		改善策	引き続き外国人留学生および社会人大学院生のニーズに対応したカリキュラムや、学位論文執筆のあり方をめぐる具体的な課題を設定し、適切な解決策を検討する。
質保証委員会による点検・評価			
所見	比較法研究を前提としない社会人大学院生が増加していることから、これらの学修ニーズに即したカリキュラムの構築について検討がなされたことは評価できる。		
改善のための提言	2021年度は中期目標の完成年度にあたるので、全体的なカリキュラムとの整合性考慮しつつ、外国人留学生や社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革に関して、一定の方向性が打ち出されることが望まれる。		
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】	
4	中期目標	外国人留学生（修士課程・研修生）向けに特化した教育方法の構築を検討する。	
	年度目標	外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築する上での課題を、現行のカリキュラムの問題点をふまえて抽出し、他大学での実践例を参考にしながら、具体的な解決策を検討する	
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して他大学での実践例を調査・比較した上で一定の解決策を提示し、それをもとに法学研究科教授会で審議・確定する。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
		理由	FDカリキュラム委員会において、外国人留学生（修士課程）向けの教育方法や、修士論文とリサーチペーパーの選択も含めた論文指導方法等について検討が行われた。
		改善策	引き続き外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築する上での課題や、修士論文の指導方法をめぐる課題を抽出し、具体的な解決策を検討していく。
質保証委員会による点検・評価			
所見	外国人留学生を指導する教員が修士論文の作成の指導に困難を伴うことも多い中、これらの学生に対してリサーチペーパーの作成を促すなどの方策が議論されたことは、大いに評価できる。		
改善のための提言	外国人留学生に対する指導方法を含め、カリキュラム上の対応策について、FDカリキュラム委員会において引き続き検討されるべきである。		
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】	
5	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果の測定方法及び学位授与の基準への影響について検討を進める。	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果を測定するための具体的な方法等について、本学と同様に外国人留学生および社会人向けカリキュラムを有する他大学の制度の現状を把握した上で、比較・検討を進める。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、他大学の制度と比較検討した上で、法学研究科教授会で審議する。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	FDカリキュラム委員会において、外国人留学生および社会人大学院生の学位授与の基準や論文指導方法について、比較法研究の意義や実務経験に富む学位論文の意義もふまえて検討が行われた。
	改善策	引き続き外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果を測定するための具体的な方法等について、学位授与基準への影響もふまえて検討していく。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	比較法研究を伴わない博士論文の審査申請がなされることが想定される中、この点について慎重に議論がなされたことは評価できる。
	改善のための提言	学位授与基準の修正を検討する場合には、いわゆる3つのポリシーの見直しや適正な入学試験方法についても検討されるべきである。
No	評価基準	学生の受け入れ
6	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度の見直しを進める
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生向けの入試制度のあり方について、現行入試制度の問題点を抽出し、他大学の入試制度とも比較しつつ、検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、一定の方向性を打ち出し、それを元に法学研究科教授会で審議する。
	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	今年度より、外国人留学生の博士後期課程入試制度の改善（修士論文提出による日本語試験免除）がなされ、早速同制度に基づく出願者が現れた。また、FDカリキュラム委員会で社会人大学院生に対応した現行入試制度のあり方について検討した。
	改善策	引き続き、FDカリキュラム委員会において、社会人大学院生に対応した現行入試制度のあり方について検討する。
年度末報告	質保証委員会による点検・評価	
	所見	博士後期課程の入学試験方法の変更が、実際の入試にポジティブに作用したことはよかった。また、引き続き社会人大学院生に対応した入試制度のあり方についても検討がなされたことは、評価できる。
	改善のための提言	2021年度は中期目標の完成年度であることを意識しつつ、社会人大学院生に対応した入試制度について、引き続き検討がなされるべきである。
No	評価基準	教員・教員組織
7	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、それに必要な教員側の体制について検討する。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員像について議論し、そのために望ましい教員側の体制のあり方について、具体的な方策を検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会において審議・確定する。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	今年度において、FDカリキュラム委員会が6回開催され、外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員側の体制のあり方に関する議論が行われた。
	改善策	引き続き外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員側の体制のあり方について検討する。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	FDカリキュラム委員会が多数回開催され、外国人留学生や社会人大学院生に対応したカリキュラムと、それに対する教員側の体制のあり方について意欲的に検討がなされたことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	中期目標の2年目に開講された「リーガル・リサーチ」科目についての評価と点検、及び「外国人留学生への対応」について「求める教員像および教員組織の編制方針」に盛り込む点についても、必要に応じて検討がなされるべきである。
No	評価基準	学生支援
8	中期目標	大学院生の生活支援のあり方について検討する。
	年度目標	法学研究科の大学院生の代表である法律専攻委員長と会談を行って大学院生の生活支援へのニーズを把握し、それに応えるための具体的な方策を検討する。
	達成指標	法律学専攻長との面談の結果をとりまとめ、それを法学研究科教授会内で共有する。
	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	大学院生の意見をふまえ、法学研究科教授会において、大学院生の生活支援や、オンラインデータベース等の研究環境支援へのニーズとそれに応えるための具体的な方策について議論がなされた。
	改善策	引き続き法律学専攻委員長や他の大学院生との意見交換を行い、法学研究科教授会内で共有する。
年度末報告	質保証委員会による点検・評価	
	所見	コロナ禍という特殊状況下において、オンライン学習環境の充実喫緊の課題である。また、これらの環境充実、平時においても若手研究者の研究に資するものである。この種の課題に迅速に取り組みがなされたことは大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き大学院生の学習環境充実に対するニーズの把握に努めるべきである。
No	評価基準	社会連携・社会貢献
9	中期目標	法学研究科としてのあり得べき社会貢献の方策を検討する。
	年度目標	社会貢献に関する他大学・他研究科の実践例を調査し、法学研究科がとるべき具体的な方策を検討する。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

	達成指標	研究科長が他大学・他研究科の実践例を調査し、これを法学研究科教授会で共有した上で、具体的な方策を検討する。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	研究科長が他大学・他研究科の取組みと実践例を調査し、具体的な方策について研究科教授会において共有することを目指してきた。
	改善策	引き続き社会貢献に関する他大学・他研究科の取組みと実践例を調査したうえで、具体的な方策を検討していく
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	コロナ禍という非常時にかかわらず、社会貢献の課題について引き続き検討がなされたことは評価できる。
	改善のための提言	2021年度も新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、オンライン環境下においても実施可能な社会貢献策を検討することが望ましい。
<p>【重点目標】 外国人留学生と学び直しを目的とした社会人大学院に対応したカリキュラム構築および入試制度改革を最も重視する。</p> <p>【目標を達成するための施策等】 研究科長とFDカリキュラム委員長が連携し、FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して活発な議論を行い、そこで得られた一定の方向性を法学研究科教授会で審議する。</p> <p>【年度目標達成状況総括】 FDカリキュラム委員会を年に6回開催し、外国人留学生やリカレント教育目的で学ぶ社会人大学院生のための修士課程や博士課程のあり方について議論した。特に、外国人留学生（修士課程）の学位授与については、修士論文とリサーチペーパーの区別を明確化するために改善した上で、そのどちらを選択させるかもふまえた論文指導のあり方について、活発な議論を行った。また、社会人大学院生にとってのリカレント教育としての博士後期課程の意義について、カリキュラムのあり方はもちろん、比較法研究に基づく博士論文に限らず豊富な実務経験に基づく博士論文にも意義があると言えるかどうかといった点にも視野を広げて多角的に検討した。</p>		

【2020年度目標の達成状況に関する大学評価】

<p>法学研究科では、すべての項目についてA以上の自己評価となっており、概ね順調な達成状況であったといえる。外国人留学生及び社会人大学院生のニーズに対応したカリキュラムや教育方法、教員の体制など、多くの面でFDカリキュラム委員会が関与して議論・検討がなされており、特に、質保証委員会からの指摘に基づいて同委員会にてリサーチ・ペーパーと修士論文の基準を明確化するための検討が行われ、基準の修正がなされたことは、研究科の課題に対する組織的・機能的な対応の実践として評価できる。また、「学生支援」の面では、研究科長自らが大学院生との面談や意見交換を行って院生の生の声を聴取し、ニーズの把握が図られている点も有効であり、今後も継続した取り組みが期待される。</p>
--

IV 2021年度中期目標・年度目標

No	評価基準	理念・目的
1	中期目標	現在設定されている理念・目的に問題はないと考えるが、引き続きその妥当性等を検討する。
	年度目標	FDカリキュラム委員会において、外国人留学生や社会人大学院生のリカレント教育に対応したカリキュラム構築に関する議論を進める中で、理念・目的の妥当性について引き続き検討する。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

	達成指標	FDカリキュラム委員会において外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革に関する議論の中で、少なくとも1回以上理念・目的との整合性について、いわゆる3つのポリシーとの関係も意識しながら検討する。
No	評価基準	内部質保証
2	中期目標	質保証委員会(2017年度より研究科教授会から独立)を、より実効的に機能させるために必要な課題を検討する。
	年度目標	質保証委員会からの課題提起と、法学研究科教授会・FDカリキュラム委員会による具体的対応というサイクルの維持・定着を図るために、具体的な改善策を探る。
	達成指標	法学研究科長が質保証委員会から課題に具体的にどのように取り組んでいるかについてヒアリングを実施し、法学研究科教授会で共有する。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】
3	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を目指す。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムや入試制度改革、学位論文執筆のあり方につき、全体的なカリキュラムとの整合性を考慮しつつ、具体的な検討を進める。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して一定の解決策を提示し、それをもとに法学研究科教授会で審議する。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】
4	中期目標	外国人留学生(修士課程・研修生)向けに特化した教育方法の構築を検討する。
	年度目標	外国人留学生(修士課程・研修生)の特性に合致した教育方法を構築する上での課題や、修士論文やリサーチペーパーの指導方法についての課題を抽出し、具体的な解決策をFDカリキュラム委員会において検討し、法学研究科教授会で議論を重ねる。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して他大学での実践例も参照した上で一定の解決策を提示し、それをもとに法学研究科教授会で審議・確定する。
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】
5	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果の測定方法及び学位授与の基準への影響について検討を進める。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果を測定するための具体的な方法等について、検討を進める。外国人留学生および社会人大学院生の学位授与基準について、いわゆる3つのポリシーや適正な入学試験方法との関わりも視野に入れつつ、FDカリキュラム委員会および法学研究科教授会にて議論を進める。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、課題を検討し、それを元に法学研究科教授会で審議する。
No	評価基準	学生の受け入れ
6	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度の見直しを進める。
	年度目標	社会人大学院生向けの入試制度のあり方について、現行入試制度の問題点を抽出し、他大学の入試制度とも比較しつつ、検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催し、一定の方向性を打ち出し、それを元に法学研究科教授会で審議する。
No	評価基準	教員・教員組織

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

7	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、それに必要な教員側の体制について検討する。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員像について議論し、そのために望ましい教員側の体制のあり方について、「求める教員像および教員組織の編制方針」との関わりも視野に入れつつ具体的な方策を検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会において審議・確定する。
No	評価基準	学生支援
8	中期目標	大学院生の生活支援のあり方について検討する。
	年度目標	法学研究科の大学院生の代表である法律専攻委員長と会談を行って、オンライン学習環境も含めた大学院生の生活支援へのニーズを把握し、それに応えるための具体的な方策を検討する。
	達成指標	法律学専攻委員長との面談の結果をとりまとめ、それを法学研究科教授会内で共有する。
No	評価基準	社会連携・社会貢献
9	中期目標	法学研究科としてのあり得べき社会貢献の方策を検討する。
	年度目標	社会貢献に関する他大学・他研究科の実践例を調査し、法学研究科がとるべき具体的な方策を検討する。
	達成指標	研究科長が他大学・他研究科の実践例を調査し、これを法学研究科教授会で共有した上で、具体的な方策を検討する。
<p>【重点目標】 外国人留学生と学び直しを目的とした社会人大学院生の実態やニーズに対応したカリキュラム構築および入試制度改革を最も重視する。</p> <p>【目標を達成するための施策等】 研究科長とFDカリキュラム委員長が連携し、FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して活発な議論を行い、そこで得られた一定の方向性を法学研究科教授会で審議する。</p>		

【2021年度中期目標・年度目標に関する大学評価】

法学研究科では、質保証委員会、研究科教授会、FDカリキュラム委員会の連携による課題対応体制がとられる中で、各項目についてFDカリキュラム委員会が中心的役割を担って議論と検討を進める形で年度目標・達成指標が掲げられており、研究科の状況に即した適切な設定になっている。重点目標である外国人留学生・社会人大学院生のニーズに応じたカリキュラム構築や入試制度改革をはじめとして、各項目の目標・指標について、FDカリキュラム委員会での議論を生かした成果が挙がることを期待したい。

V 2019年度認証評価指摘事項に対する改善計画報告

No.	種別	内容
1	基準	基準5 学生の受け入れ
	指摘区分	改善課題
	提言（全文）	<u>収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科修士課程で0.30、政治学研究科修士課程で0.40と低く、人文科学研究科博士後期課程では2.23と高いため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。</u>
	大学評価時の状況	2019年度は収容定員40名に対し、在籍学生数が17名で、収容定員に対する在籍

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

	<p>学生数比率が 0.43 であることから、若干の改善は実現したものの、改善は未完了である。</p>
<p>大学評価後の改善状況・改善計画</p>	<p>すでに、2018 年度から新入試制度が導入されており、修士課程（一般）の入試科目を専門科目 2 科目から 1 科目への変更、修士課程（外国人）の修士単願の入試科目を専門科目 1 科目に変更かつ日本語試験の廃止（日本語の能力については専門科目の試験内容に基づいて審査すること）、修士課程（外国人）の研究生との併願を秋入試にも拡大といった方策がとられた結果、法学研究科の修士課程入試の志願者は 2020 年度に 67 人と大幅に増加した。2021 年度は 57 名と前年比では減少したものの、2019 年度の 48 名との比較では、依然増加傾向を保っているといえる。また、修士課程入学者は、2020 年度が 5 名だったのに対して 2021 年度は 6 名であった。加えて、本学研修生の本学修士課程への進学の手助けのあり方についても研究科教授会で検討を続けている。このことから今後は入学人数の一層の増加が見込まれる。</p> <p>また、博士課程入試については、2020 年度より、博士後期課程入学試験科目（外国語 2 科目）につき、日本国内の修士課程で「日本語で修士論文を執筆し、修士号を取得した」外国人受験者については、「日本語で執筆された修士論文の提出」によって「日本語」試験受験に代えることができるという変更が加えられた。2021 年度博士後期課程の志願者数は 7 名（内外国人は 1 名だったがその志願者がこの新しい試験制度を利用した）であった。おそらくコロナ禍の影響もあり、上記の制度変更による成果がすぐには大きく現れなかったものの、今後、志願者数の増加、定員充足率の向上も期待できる。なお、2021 年度博士課程の入学者は 5 名であり、定員を 100% 充足した。5 名はいずれも本研究科修士課程の修了者であり、この結果は、2017 年に導入されたコースワーク・リサーチワーク制の教育成果といえよう。また 5 名の入学の内、社会人大学院生が 3 名であり、社会人大学院生のための教育のあり方につき、議論・検討を重ねてきた成果といえよう。今後も、外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革を検討する。また、修士課程および博士後期課程への外国人志願者数と入学人数にも注視し、改善策を探る。</p>
<p>「大学評価後の改善状況・改善計画」の根拠資料</p>	<p>「大学院修士課程入試要項」 「研究科教授会議事録」</p>

【認証評価結果における指摘事項への対応状況に関する評価】

法学研究科は、2019 年度認証評価において、収容定員に対する在籍学生比率の低さから、定員管理の徹底に向けた改善が求められた。これに対して、2018 年度から修士課程で新しい入試制度が導入されており、2020 年度の修士課程志願者に大幅増加が見られたことに続いて、2021 年度も（2020 年度より少ないものの）一定の志願者数が保たれた。また、博士後期課程入試について、2020 年度から試験科目の変更が行われ、2021 年度の入学者は 5 名となって入学定員充足に至った。この 5 名はいずれも本研究科修士課程修了者であることから、コースワーク・リサーチワーク制の導入など、修士課程での教育の工夫もこの結果につながっているものと考えられる。このように、改善に向けた取り組みの成果が表れてきており、引き続き、重点目標に掲げられている「外国人留学生・社会人大学院生の実態やニーズへの対応」を中心に、改善が進むよう継続的な取り組みが期待される。

【大学評価総評】

法学研究科の自己点検・評価は適正に実施されており、研究科の課題への対応も進んでいると評価できる。コースワーク・リサーチワーク制の下で科目配置と指導の工夫が図られており、特に修士課程におけるガイドライン型コース制は、

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

学生の将来を踏まえた効果的な学生指導を達成する仕組みとしてその機能が今後も期待される。2018年度の修士課程の新入試制度の導入や2020年度の博士後期課程の入試科目変更も一定の効果を生んでおり、今後の成果が期待できる。また、FDカリキュラム委員会を中心に、研究科の課題に対して組織的に対応する体制がとられていることも重要な評価要素であり、その中でリサーチペーパーの基準の明確化が実現されたことは高く評価される。コロナ禍状況への対応も、学生指導、教員間の情報共有などの面で具体的且つ適切になされており、2021年度も同様の状況が続く中、引き続き丁寧な検討と対応を期待すると共に、2021年度の重点目標である「外国人留学生・社会人大学院生の実態やニーズに対応したカリキュラム構築および入試制度改革」においても成果が期待される。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 回答欄「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。